

平成27年10月9日

各 位

会 社 名 株式会社明光ネットワークジャパン  
代表者名 代表取締役社長 渡 邊 弘 毅  
(コード番号 4 6 6 8 東証第一部)  
問合せ先 経営企画部長 萩 田 修  
(TEL. 03-5860-2111 代表)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年10月9日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を平成27年11月20日開催予定の第31期定期株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 経営体制の充実強化を図るため、現行定款第18条の取締役の員数の上限を8名以内から10名以内に変更するとともに、現行定款第23条第2項の役付取締役を取締役副会長を追加するものであります。
- (2) 一層の成果と実効のあがるガバナンスの確立と株主価値増大に努めるため、現行定款第22条について所要の変更を行うものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第27条第2項及び第36条第2項の一部を変更するものであります。なお、定款第27条第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

- (1) 定款一部変更のための株主総会開催予定日 平成27年11月20日(金)
- (2) 定款一部変更の効力発生予定日 平成27年11月20日(金)

以上

## ＜定款変更の内容＞

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>8</u>名以内とする。 第19条～第21条 (条文省略) (取締役会の招集)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>3 (条文省略) 4 (条文省略) (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第24条～第26条 (条文省略) (取締役の責任免除)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。 第19条～第21条 (現行どおり) (取締役会の招集)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>3 (現行どおり) 4 (現行どおり) (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、<u>取締役副会長</u>、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第24条～第26条 (現行どおり) (取締役の責任免除)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(<u>業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会 第28条～第35条 (条文省略) (監査役の責任免除)</p> <p>第36条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 第28条～第35条 (現行どおり) (監査役の責任免除)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>